令和８年１０月２０日　第三回世田谷区議会定例会（速報版）

午後一時開議

○**石川ナオミ議長**　ただいまから本日の会議を開きます。

◆◇◆◇◆◇

また、目視による路面点検を補完するＡＩを活用した道路パトロールの推進や、採算性に課題のある砧モデル地区を教訓とした地域主体のデマンド型交通の他地区展開など、持続可能な交通網の維持、発展が求められました。

教育関連では、重い家計負担となる修学旅行費用の無償化が望まれるとともに、北沢学園中学校での不登校児童生徒に配慮した柔軟な教育課程の全校展開が求められました。

そのほか、五期目の区長選に臨む保坂区長の多選への認識、まちづくりセンターの窓口機能縮小に対する疑義、同性パートナー向け行政サービス一覧の適切な更新、スカイキャロット展望ロビーを核とした三軒茶屋の魅力向上など、様々な質疑や要望がありました。

次に、企画総務領域について申し上げます。

ここではまず、若年人口の減少や多様な働き方の広がりを背景とした人材獲得競争の激化を踏まえ、就活生への積極的な区役所業務の魅力発信や、会計年度任用職員への正規職員並みの福利厚生制度の適用が望まれるとともに、外国人材の登用に係る公務員の国籍要件を是認した最高裁判例の尊重が求められました。

また、相次ぐ金銭や備品の紛失事故を通じ露呈した規則や手続を軽視する組織風土が厳しくただされるとともに、男女の賃金格差是正に向けた詳細な要因分析をはじめ、性別によらない公平な職務経験の機会確保や、女性職員のキャリア形成支援を担う管理・監督職の意識改革など、誰もが能力を存分に発揮し、生き生きと働ける環境整備が望まれました。

災害対策関連では、八月の千葉豪雨を皮切りに各地で発生した大雨による甚大な被害を受け、公共交通断絶時における民間と連携した駅周辺の退避場所確保や外国籍住民の自助、共助に資する多言語対応の災害時情報発信システムへの登録促進が求められるとともに、ラインワークスを活用した情報共有による迅速な初動体制の確立や、マイナンバーカードから取得した避難者情報を取り込む避難所運営システムの構築、さらには、情報収集に不可欠なスマートフォンの急速充電スポットの整備促進など、区民の生命を守るための実効性ある施策が提案されました。

行財政関連では、予算の肥大化が指摘される中、ＡＩによる全事務事業評価の早期導入や予算編成過程における重複事業の洗い出しなど、適正な財政運営に寄与する事業見直しの仕組みづくりに期待が寄せられました。

また、都区制度改革の推進による自治権と財源の拡充や再利用可能な備品の売却やリースによる税外収入の確保に加え、土地開発公社が先行取得した公有地の利息負担軽減を目

的とした用地取得基金の積み増しなど、将来の行政需要を見据えた持続可能な財政基盤の強化が求められました。

そのほか、地域行政推進条例の理念に即した区民利用施設の適正配置、オンラインフォーム導入による窓口手続の効率化、パブリックコメント制度における意見提出数の極端な偏りの解消、特殊詐欺対策に資するスマートフォン用防犯アプリの普及促進など、様々な質疑や要望がありました。

次に、区民生活領域について申し上げます。

ここではまず、物価高や人手不足の深刻化により区内企業の経営環境の厳しさが増す中、産業団体との連携不足が顕在化した世田谷産業プラザの在り方に苦言が呈されるとともに、産業活性化拠点であるホームワークビレッジにおける経済効果を検証する成果指標の設定や評価に基づく抜本的な事業改善に加え、高齢者に係る就労機会の拡充や区内事業者における雇用促進が求められました。

また、農業振興に関しては、誰もが参加可能なユニバーサル農業の推進や、ボランティア活動を通じた将来の営農者を増やす仕組みづくりなど、多様な担い手の工夫による都市農業の維持、発展が求められるとともに、せたがやそだちの余剰品の加工・商品化による食品ロス削減と安定収入の確保が望まれました。

環境関連では、アスベスト含有建材の調査費助成制度の対象拡大や、民間施設への喫煙所設置に係る補助要件の緩和が求められるとともに、一般住宅への太陽光発電設備の導入促進をはじめ、森林体験による環境保全意識の醸成に資する木育プログラムの拡充やプラスチック分別収集実現に向けた区民への周知啓発など、気候変動に対応し、脱炭素社会の実現につながる施策の充実に期待が寄せられました。

人権・男女共同参画、国際交流に関しては、男性特有の悩みに対応可能な相談体制の構築や、同性パートナーなどを対象外とした遺族補償制度の改善、さらには多様性、公平性、包括性へ配慮したＡＩ活用が求められるとともに、広報強化による世田谷アーティストバンクの活動機会の拡充、外交功労者を題材としたグローバル人材の育成など、多様性を尊重した様々な施策が提案されました。

地域行政関連では、おくやみコーナーの認知度の向上への丁寧な区民周知や、行政手続のさらなるＬＩＮＥの活用が求められるとともに、若年世代の参加促進による地域活動の継続性確保に向けた具体的な取組が望まれました。

そのほか、（仮称）協働プレイスの運営事業者の選定過程に対する疑義、避難所運営に

おける民間事業者のさらなる活用、乳幼児用玩具などの安全性に資する子どもＰＳＣマークの周知啓発、民泊を通じた外国人旅行者との交流機会の意義、区内企業と連携したｅスポーツの普及促進など、様々な質疑や要望がありました。

次に、福祉保健領域について申し上げます。

ここではまず、今般示された旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する条例改正素案に関し、住居専用地域や学校・保育施設周辺での民泊営業の禁止や悪質な事業者に対する罰則規定の明文化など、区民の声や議会での議論を反映した見直しの必要性が厳しく指摘されました。

また、近隣自治体での規制強化に伴う民泊事業者の区内流入への懸念が示されるとともに、旅館業許可に当たっての地区街づくり計画等との整合性確認の徹底や民泊及び旅館の総量規制など、良好な住環境の維持に向けた実効性ある対策が強く求められました。

子ども施策関連では、こども性暴力防止法に基づく日本版ＤＢＳの運用体制の着実な整備をはじめ、ファミリー・サポート・センター事業の利用要件変更により対象外となった家庭に対する支援の継続や養育費受領を確実に担保する取組の推進など、子どもと子育て家庭を支える施策の充実が望まれました。

また、病児・病後児保育でのＭＲワクチン未接種時の一律受入れ制限見直しや、子どもの発達に不安を抱える保護者の専門職に気軽に相談できる場の拡充など、子どもの健やかな成長に資する取組に期待が寄せられました。

高齢者施策に関しては、くつろぎの場という文言を次期高齢・介護計画素案から早計に削除した意図が問われるとともに、次期認知症計画への当事者や地域の支援者の声の十分な反映や、認知症に係る個人賠償責任保険の保険料公費負担を含むセーフティーネットの構築、補聴器購入費助成額の引上げなど、高齢者が安心して暮らし続けられるための施策の一層の充実が求められました。

障害福祉関連では、生活保護受給者への障害加算金支給漏れに係る不適切な事務処理がただされる一方、地域での重度障害者や医療的ケア者の暮らしを支える民間住宅家賃助成の実施や、親亡き後を見据えた知的障害者の自立生活体験の機会拡充、障害者の就労定着支援の強化など、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現が切に望まれました。

そのほか、区独自の実効性ある支援策による福祉人材の確保、ＨＩＶ検査の機会などを捉えた性の健康に関する相談支援の充実、保健福祉特別支援チームを活用した困難事例へ

の組織横断的対応の強化、高齢者に限らず、支援を要する全ての人を対象とした見守り協定の締結など、様々な質疑や要望がありました。

次に、都市整備領域について申し上げます。

ここではまず、本年九月の東京都心における統計開始以降、最長の長雨を受け、水害への区民の危機意識が高まる中、浸水被害の軽減に寄与する止水板設置補助金や雨水浸透施設設置助成金のさらなる周知徹底に加え、個人宅での雨庭の築造に対する助成拡大など、都市型水害への対策強化が切に望まれました。

また、擁壁の防災対策に関し、自己負担の重さにより申請実績のない擁壁改修等補助金の引上げや危険度の高い民有擁壁の改修促進、さらには解体が予定されている都営住宅の擁壁の安全確保に向けた都に対する働きかけなど、土砂災害から区民の生活と財産を守る取組の充実が求められました。

千歳烏山駅周辺まちづくり関連では、ディベロッパーの提案をうのみにする区の対応に疑義が呈されるとともに、都市計画法に基づく縦覧に対し、数多く提出された意見を踏まえた事業の再検証、また、移転を余儀なくされる地権者の気持ちに寄り添った具体策の提案など、区自らが全力で課題解決に臨む姿勢が強く求められました。

住宅政策関連では、定住・住み替え応援事業の分析に必要な居住継続率などのデータ公表が求められるとともに、区営住宅に関し、国通知に基づく外国籍入居者の実態把握の徹底や生活に困窮する入居落選者への家賃補助の実施など、誰もが安心して暮らすことのできる住環境の整備に期待が寄せられました。

緑政策関連では、子どもの行動特性を踏まえた安全な公園づくりが求められるとともに、区立公園への農業公園事業の拡充や保存樹木所有者の維持管理に係る負担軽減、道路予定地を活用した花づくり活動の支援など、緑の保全、創出に向けた取組が提案されました。

そのほか、国がオープンデータ化する３Ｄデジタル地図、プラトーの各都市整備施策での積極的活用、小田急線沿線における地域との協働によるまちづくりの推進、下北沢駅周辺の駐車場地域ルールの早急な策定、空家等対策審査会の評定項目非公表に対する疑義、視覚障害者の安全な歩行を確保するエスコートゾーンの設置、データと行動科学に基づく歩きスマホ防止策の実施など、様々な質疑や要望がありました。

次に、文教領域について申し上げます。

ここではまず、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を目的とした条例の検討が進

められる中、いじめを人権問題と捉え、被害を受けた児童生徒の安全と人権の回復を最優先とする仕組みづくりや実効性のある再発防止策の構築が強く求められました。

また、いじめ予防に向けた教員研修のさらなる充実をはじめ、被害児童生徒、保護者への対応状況の丁寧な説明や、加害行為への厳正な指導の確実な実施に加え、包括的性教育の推進による性的な言動や行為を伴ういじめの根絶、さらには、いじめ後遺症に苦しむ児童生徒への継続的な支援など、いじめから児童生徒を守り抜くための様々な提案がなされました。

不登校対策関連では、多額の予算を投じたにもかかわらず、定員割れが生じている北沢学園中学校の運営に苦言が呈される一方で、卒業後の進路が決まっていない生徒をメルクマールせたがやなどの既存の若者支援窓口へつなぐ仕組みの構築や、人間関係に悩む子どもの不安解消の一助となる学校選択制の導入に加え、学校の居心地向上プロジェクトモデル校で蓄積された好事例の他校への展開、さらには、学び舎単位でのスクールソーシャルワーカー配置による福祉的アプローチの強化など、不登校の子どもに寄り添った支援が切に望まれました。

教職員関連では、教職員間のハラスメント防止対応の強化が求められるとともに、教員の負担軽減に寄与する副校長補佐の配置校拡大や大学生非常勤講師の積極的活用など、多忙を極める教職員の労働環境の改善に資する取組が提案されました。

配慮を要する児童生徒の教育に関しては、学習障害への早期対応に有効なスクリーニング検査導入の進捗状況が問われるとともに、中学校における弱視学級の新設や日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実など、個々の特性や状態に応じたきめ細やかな支援に期待が寄せられました。

そのほか、主体的判断力を育むデジタルシティズンシップ教育の推進、外見や容姿を過度に重視するルッキズムから子どもを守る対策の実施、調査研究や学習に有用な図書館のオンラインデータベース閲覧サービスの拡充、水難事故の防止に資する着衣泳授業の全校展開、民家園における鍛冶や藍染めなどの伝統技術を継承する担い手の確保など、様々な質疑や要望がありました。

以上の各部門の審査を経て補充質疑に入りましたが、ここでは、各部門の審査で懸案とされた課題が数多く取り上げられました。

まず、旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する条例改正素案に係るパブリックコメントで修正、または反対を求める意見が九割以上であったことを受け、住居専用地域での家主居

住型を含めた民泊施設の当面の新規開設制限が強く求められるとともに、地域住民、事業者の参画による民泊規制の在り方の再検討など、地域の理解と合意形成を重視した民泊制度の見直しが望まれました。また、不適切な事業者に対する監視、指導に係る公費負担の妥当性が問われるとともに、苦情内容の適切な記録、管理に資する標準様式の作成や、住民からの通報や問合せに対応する総合相談窓口の設置など、静穏な住環境を維持する取組が切に望まれました。

子ども・教育関連では、待機児童解消に向け、公有地を活用した誘致型の保育園整備が求められるとともに、インクルーシブ教育の実現に向けた取組の検証に基づく実践や、組織横断的な包括的性教育の推進に加え、せたがや子どもＦｕｎ！Ｆａｎ！ファンディング参加者への継続的な活動支援など、子どもの多様な学びと成長を支える環境の充実が望まれました。

福祉保健関連では、次期計画への認知症損害賠償補償制度の明確な位置づけが求められるとともに、高齢者の日常生活を支える取組の充実や介護予防に関する知識の普及啓発による健康長寿の推進、さらには、国民健康保険料に係る区独自減免制度の創設など、高齢者の健康と生活の安心につながる取組の充実に期待が寄せられました。

災害対策関連では、高所カメラとＡＩの連携をはじめとした最新防災技術による情報収集体制の強化が求められるとともに、重要な防災拠点機能も有する大蔵運動公園の整備手法の抜本的見直しや、中高生を含む若年層の地域防災の担い手としての育成など、防災機能と地域防災力の強化推進に向けた様々な取組が提案されました。

そのほか、商店街への補助金返還事案に対する厳正な対応、同性パートナー職員に係る区独自の遺族補償制度の拡充、消費税率引下げまでの切れ目ない物価高騰対策、地権者、周辺住民との合意に基づく千歳烏山駅前広場南地区再開発計画の見直しなど様々な質疑や要望がありました。

このようにして、延べ七日間にわたる審査を終了し、態度表明に入りましたところ、自由民主党、公明党、立憲民主党・無所属、国民民主党・都民ファーストの会、生活者ネットワーク、レインボー世田谷、世田谷無所属、世田谷自民の会、国際都市せたがや、せたがやの風、参政党、新世党、無所属より「一般会計外四件の決算認定全てに賛成する」、改革無所属の会より「一般会計には反対し、外四件には賛成する」、日本共産党より「後期高齢者医療会計には反対し、外四件には賛成する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、認定第一号及び第三号の二件はいずれも賛成多数

で、認定第二号、第四号及び第五号の三件はいずれも全員異議なく、それぞれ認定と決定いたしました。

以上をもちまして、決算特別委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

○石川ナオミ議長　これより意見に入ります。

意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

二十七番坂本みえこ議員。

〔二十七番坂本みえこ議員登壇〕（拍手）

○二十七番　坂本みえこ議員　日本共産党世田谷区議団は、二〇二五年度世田谷区一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び学校給食費会計の各決算認定に賛成し、後期高齢者医療会計決算認定に反対いたします。

二〇二五年度、国民健康保険料引下げが行われ、そのことをもって国民健康保険事業会計決算認定について賛成の立場を取ることにいたしました。物価高騰などで区民生活が深刻な下、引下げは当然だったからです。しかし、国民健康保険事業は、高齢者、障害者、無職の方など、いわゆる社会的弱者と呼ばれる被保険者が多くを占めており、低所得者が多いのに保険料が高いという構造的な問題があります。また、地方議員による国保逃れが問題になっておりますが、そもそも国保料は協会けんぽと比べても約二倍、家計にとって非常に大きな負担です。若い世代への負担軽減のためにも子どもの均等割はゼロにすべきであり、財源の公的負担でさらなる値下げへの転換、国や都への働きかけを求めます。

今、世界は、国連憲章と国際法の形骸化を許すのか、それとも平和の国際秩序を確立するのか、重大な岐路にあります。アメリカとイスラエルによるイランへの違法な武力行使、ロシアによるウクライナ侵略戦争は四年を超え、多数の子どもと女性を含む住民のおびただしい犠牲を拡大し、国際社会に強い怒りを広げています。

国内では、アメリカ言いなりの戦争国家づくりの暴走が日本の安全保障を危うくするという矛盾に陥っています。経済面では、新自由主義の経済政策によって、日本は賃金が上がらない国、経済成長ができない国という異常な事態に落ち込んでしまいました。政治のゆがみを根本から正し、国民の暮らし第一の政治に切り替えることが今ほど切実に求められているときはありません。

大人社会が戦争と格差、差別にまみれた状態で子どもたちの発達を保障することができるでしょうか。政治の世界でも国会議員が自分を支持しなかった自治体の予算をカットするなど、まさにいじめの構造があらわになりました。大人社会が襟を正すことが必要です。

世田谷区では、いじめの予防、解消を実現するための条例素案が議会でも論議されていますが、子どもを権利の主体として尊重し、過度な競争、管理、詰め込みの教育を改め、教職員の増員と長時間労働を解消し、少人数学級の実現で余裕を生み、子どもが人間として大切にされ、その全面的な発達を保障する学校を目指すことが必要です。十分な教育条件の保障が地域で共に学ぶ機会を最大限保障する真のインクルーシブ教育の実現にもつながります。

二〇二五年度予算は学習する都市推進予算と名づけられ、子どもたちが学び育つ環境の整備、教員の多忙化解消など、教育関連の多くの施策が示されており、とりわけ学校施設の断熱・遮熱対策の前進は、昨今の気候変動のもとで酷暑への対応として見るべきものがありました。

災害危機管理関連では、マンション防災の推進、物資供給体制の強化、住まいの防犯対策サポートなど着実に前進しました。

環境分野では、地球温暖化対策としてのＵＣＨＩＫＡＲＡプロジェクトの再エネ切替えや等々力渓谷の保全、再生が進みました。

人権分野では、困難を抱えた女性への支援で相談体制や居場所の創出が進み、犯罪被害者等支援事業では、相談から経済支援、住まいや日常生活まで全面的な支援体制が組まれ、とりわけ性被害を受けた方への緊急的支援では、性犯罪被害の多い実態が浮かび上がり、支援の必要性が認められました。

物価高騰対策としては、高齢者・障害者施設、子ども・子育て関連施設への対応など、区民生活を支える支援も行われました。

平和の問題では、戦後八十年、平和都市宣言四十周年、平和資料館、せたがや未来の平和館十周年の節目に様々な催しが企画され、大いに平和を発信するなど見るべき前進がありました。

一方、この間の議会の質疑を通じて、千歳烏山駅前の再開発の問題や、いわゆる民泊条例の規制緩和、区立図書館への指定管理者導入拡大、進まない高齢者施策、保育待機児問題、介護職場、学校での深刻な人手不足、物価高騰、家賃高騰に効果的な手が打てていな

いことなど、区政の抱える問題も明らかになりました。

保坂区政を区民本位の区政として前進させるために、参加と協働を貫き、区民に信頼される行政運営に徹することを求めます。

以下、意見と要望を述べます。物価高騰から区民の命と暮らしを守ることを求めます。

まずは住まいの問題です。新築マンション高騰が賃貸市場に影響し、東京二十三区の五十から七十平方メートルの物件の平均賃料が二十六万円に達するなど、家賃が手取り収入の半分を超える人が二割に達しています。政府の持ち家政策の住宅ローン減税には年間八千億円の予算がつくのに対し、賃貸支援の予算は十二億円にとどまっています。

〝ずっと、世田谷。〟事業についても、物価高騰、家賃高騰の中、区外への転居を選ばざるを得なかったり、区内での住居確保が困難な区民への支援こそが必要であり、定住応援事業、住み替え応援事業がそのような区民への支援とはならないと考えます。見直しを求めます。

今こそ、住まいは人権、住み続けられる世田谷の実現のため、公営住宅を増やし、区内の中小企業に対する従業員の家賃補助や区営住宅の抽せんに漏れた方への家賃補助などを求めます。

教育の無償化についてです。貧困と格差が広がる中、教育格差の拡大も叫ばれており、子どもの教育の機会を担保するためにも教育の無償化の一層の推進が必要です。保護者の負担感が大きい制服や、リコーダー、裁縫道具などの補助教材、修学旅行の無償化の実現を求めます。

災害対策については、地震等の災害のみならず、気候危機、異常気象から区民の命を守ることが必要です。災害関連死を防ぐ対策、在宅避難を支える体制の確立、内水氾濫から命を守るため、避難計画や遮断機の設置など、アンダーパスへの対策など実効性ある対策を求めます。

中学生平和学習広島派遣事業については、派遣された中学生たちが平和大使としてさらにこれからも平和の担い手となれるよう、成果報告で終わらせず、工夫を凝らして学校や地域での取組につなげてください。また、世田谷平和都市宣言を新庁舎へ掲げ、平和の発信を強めていきましょう。

高齢者施策については、千人分の特養ホームの増設はほぼ実現のめどが立ちましたが、介護人材不足が深刻です。処遇改善策を求めます。さらに歳を重ねても自分らしく暮らせるよう、他区と比べても立ち遅れている補聴器購入費補助拡充、シルバーパスの世田谷線

適用と一律利用料千円への前進を求めます。

猛暑から命を守ることは喫緊の課題です。木陰を増やすという明確な目標を持ち、樹冠被覆率の目標設定や公共空間への植樹を積極的に進めることを求めます。

千歳烏山駅前広場南側地区の市街地再開発計画は、抜本的な見直しを求めます。地権者の生活再建の問題、ディベロッパーの利益を生み出すための百四十メートルものタワーマンションが必要なのかという問題、地権者、周辺住民の合意の問題など、問題は解決されていません。都市計画決定前に区長自身の責任で計画を見直す判断をしていただきたいと強く求めます。

世田谷区旅館業法施行条例及び世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の改正については、区民意見募集、議会での質疑を通じて、年間百八十日まで営業を認めるとする営業日数上限の緩和は見直されましたが、管理者が常駐しない家主不在型を区内全域で認めないことを求めます。

以上で日本共産党世田谷区議団の意見……。

○石川ナオミ議長　以上で坂本みえこ議員の意見は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

二十九番青空こうじ議員。

〔二十九番青空こうじ議員登壇〕（拍手）

○二十九番　青空こうじ議員　令和七年度決算認定に賛成の立場から意見を申し上げます。

世田谷区では子育て家庭への幅広い支援を行っていますが、子育てを支える基本となる保育園の待機児が再び全国最多となりました。物価高などによる家計不安が続く中、就労と子育ての両立を支える保育基盤の重要性は一層高まっています。安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現するために、保育施設の計画的かつ着実な整備を推進し、待機児童の早期解消を強く求めます。

次に、職員採用については、民間との人材獲得競争が激しさを増し、厳しい状態であると聞いています。例えば姉妹都市との国際交流や、多摩川の花火大会、新たな公園整備、民家園の運営など区役所の業務は多岐にわたりますので、こうした仕事の魅力ややりがいについて、実際に携わっている職員の経験や思いを交えながら、就活生などに積極的に発

信し、区役所への理解と関心を高めるＰＲ活動に力を入れていただきたいと思います。

次に、地域活動への若者の参加促進についてですが、価値観やライフスタイルが多様化する中、地域活動に魅力を感じる若者は多くないかもしれませんが、参加をきっかけに新たな学びや生きがいにつながる可能性があります。また、代田地区や下北沢周辺のまちづくりへの参加などでは、地域の発展に貢献することで地域に愛着を感じ、将来の担い手となることも考えられます。まちづくりセンターにおいては、誰もが参加しやすい仕組みづくりに取り組むことを要望いたします。

最後に、高齢化社会の進展に伴い認知症の方はさらに増えていくと思います。介護している家族の負担軽減や、本人が希望する生活を送れるよう、区においては最新の知見を的確に把握し、有効な施策を見極めながら、認知症を取り巻く環境の変化に機敏に対応することを求めます。

また、誰もが住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、介護予防施設の充実やフレイル予防の普及啓発にも一層取り組んでいただくことを求めます。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で青空こうじ議員の意見は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

四十七番桃野芳文議員。

〔四十七番桃野芳文議員登壇〕（拍手）

○四十七番　桃野芳文議員　令和七年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場から、改革無所属の会の意見を述べます。

令和七年度の決算状況は、歳入総額四千二百六十二億八千三百万円、前年度比五・一％増、歳出総額四千六十五億七千百万円、前年度比四・五％増と、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金が大幅に増加した令和二年度を除いて、歳入歳出ともに過去最大規模となりました。歳入歳出差引額、形式収支は百九十七億一千百万円、そこから翌年度に繰り越す財源を除いた実質収支は百四十八億四千万円となっていますが、これは特別区税収入の伸び、前年度比一一・三％増の千五百二十四億三千三百万円や特別区交付金の増額など外部の税収増による結果にすぎません。区長がこうした数字を利用して、自らの手腕で財政黒字を確保したかのような、いつもの自画自賛的な宣伝をすることは厳に慎むべきであることを先回りして申し上げておきます。

今さらながら申し上げますが、区政運営の基本は目標、計画、つまりゴールを定めたら、そのゴールから逆算してその時々にやるべきことを確実に実行し、積み重ねていくことです。しかし、保坂区政の本質は、その着実な執行を軽視する一方で、区長の著書の題名にある「国より先に、やりました」といった自身の政治的な宣伝材料になりそうなテーマばかりに血道を上げることです。そして、宣伝テーマをこれと定めたら無理を通してでも実行する。言い換えれば、奇をてらうことが目的化していると言わざるを得ません。直近で言えば、これまで我が会派が厳しく批判してきた民間空襲等被害者見舞金や、〝ずっと、世田谷。〟子育て・若者夫婦世帯定住応援事業が、これまで議会での議論で明らかになったとおり、区長の見込みどおりには全く進んでいないことが象徴的でしょう。

こうした特異な施策のみならず、視点を広げて、世田谷区実施計画における全百八十八の施策の達成状況を検証します。令和七年度末時点での目標を達成できたものは九十三指標で、四九・四％と施策の半分にも達しません。ちなみに、令和六年度決算では百八十六分の九十一で四八・九％、令和四年度、令和五年度決算では、調整的な計画だったこともあり、両年度とも七十七分の四十一で、それでも五三・二％です。つまり保坂区政においては、やると決め、計画に定めていることも半分程度しかやれていないという実態なのです。

象徴的なものとして、区長が自身の看板政策に掲げている子育て支援や子ども・若者関連施策の成果指標や達成状況を確認します。分野別政策２、安心して子育てできる環境の整備の中で、施策２―１子育て家庭の支援の推進、２保育施設等における一時預かりの年間利用者数は達成度五八・八％でＣ評価、施策２―２支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート、３発達支援親子グループ事業、わくわくタイム、心理士相談の利用者数は達成度七一・一％でＣ評価。分野別政策５、不登校支援の強化の中で、施策５―２多様な学びの場や居場所の充実、２オンライン支援事業の利用人数は達成度六一・三％でＣ指標。３ほっとスクールの利用人数は達成度六八・五％でＣ評価。区長がこれまで自身の成果として誇ってきた学びの多様化学校、不登校特例校ですら、令和七年度決算においては、その達成度は八一・七％でＢ評価にとどまります。

令和七年度当初予算について、区長は区民が学び続ける環境の整備などを挙げ、学習する都市推進予算とうたっていたわけですが、その決算を見ると羊頭狗肉の感が否めません。むしろ子育て・子ども若者施策への取組の弱さこそが保坂区政の偽らざる実態と言えます。令和八年度の保育待機児童全国ワーストワンという結果は、まさにその実態と地続

きではないでしょうか。

さきの代表質問では、保坂区長の多選の弊害についても取り上げました。世田谷区に災害の危機が迫っている中、区長は一度も登庁せずに私的な政治活動で沖縄へ向かい、二人の副区長も同日同時に休暇を取るという、区経営陣のあまりに弛緩した危機管理意識。区職員においては、定年退職などを除く普通退職者、そして休職者数が増加し続け、メンタル不調による休職者数は市レベルの自治体平均を大きく上回っている現実。区役所内での止まらない金品亡失。さらには、決算特別委員会でも指摘したとおり、区長が自らの権限で補助金を交付する団体の構成員から政治資金パーティー券を購入してもらうなど、補助金を出す側と受ける側としての適切な距離感が著しく損なわれている問題。

こうした事実に加えて、令和七年度一般会計決算では主要施策の半分以上が目標未達成に終わり、その一方で、二百五十三億円を超える巨額の不用額が発生しているのです。もはや保坂区政は、構造的な病に陥っていると言わざるを得ません。

継続的な重要課題についても見解を申し述べます。第一に、区長の掲げる民泊と地域との共生というゆがんだ価値観は直ちに改めるべきです。繰り返し申し上げていますが、我が会派は一貫して、区内での住宅地での民泊は全て禁止すべきと申し上げてきました。また、その他地域の民泊や、いわゆる一部屋旅館についても規制を強めるべきだとの考えです。

区長は、決算特別委員会にて、住居専用地域における民泊営業を現在の年間百二十日から年間百八十日に拡大する案については見直す旨を明言しました。しかし、百二十日営業は現在のルールと同じで、規制強化とは言えません。区長は家主不在型の新規営業は認めないとしつつ、家主居住型等の営業は認めるとしました。さらに、区は等の範囲について一律の基準を設けることは困難と説明していますので、どういった形態の民泊にまで区が営業を認めるかはいまだ不明です。

社会心理学ではドア・イン・ザ・フェイスという概念がありますが、区長は、百八十日の民泊営業拡大という多くの区民が反対するだろう要求をあえて掲げ、それを断らせた上で、百二十日営業なら仕方ないかと区民からの譲歩を引き出そうとしているということはないでしょうか。十月八日の朝日新聞の記事では、新宿、豊島、台東、大田の各区は、家主居住型であっても民泊の新規開業を禁止する規制をかけるようです。そうした動きと比べれば、保坂区長の案は、相対的には民泊規制緩和と言えるでしょう。世田谷区では、住宅地での民泊は禁止にすべきと改めて強く区長に求めます。

また、千歳烏山駅前の市街地再開発事業については、まず駅前広場最優先であることを申し上げます。その上で、現在の事業協力者が、将来、参加組合員として事業に参画する見通しがあるのか、その点を十分に確認した上で都市計画決定を行うことを望みます。タワーマンションを取り巻く市場環境は近年大きく変化しています。建築費は高止まりする一方、マンション市場には販売速度の鈍化などが見られます。この再開発事業の成立性を考える上で、事業協力者が参加組合員となり、保留床をどの程度、どのような条件で引き受ける意思があるのかは極めて重要です。現在は事業協力者にとどまっている以上、参加組合員となる具体的な見通し、保留床処分の確実性、資金調達の見通しについて、都市計画決定前に改めて確認していただきたいと思います。

以上、令和七年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定に反対の意見とします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で桃野芳文議員の意見は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

九番オルズグル議員。

〔九番オルズグル議員登壇〕（拍手）

○九番　オルズグル議員　令和七年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定ほか四件全てに賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の決算特別委員会で、私は一つのことを問い続けました。その制度は本当に区民を守っているのか、制度がある、では誰に届いているのか、予算がある、では現場で結果が出ているのか、私は区民の側に立って、そこを一つずつ確認しました。

国民健康保険料では、国籍による憶測ではなく、事実とデータに基づく公平な対応を求めました。未納額は納付書払いに偏っています。口座振替を広げることは、きちんと納めている区民の公平を守るために必要です。

防災では、備えや情報の大切さを取り上げました。多言語の防災情報は、外国籍住民を助けを待つ人ではなく、地域を助ける担い手に変える力です。参加できる防災を広げていただきたいと思います。

見守り協定では、対象を限定しない協定が二年間進んでいないことを取り上げました。協定がある、では、通報を受けたら誰が助けに行くのか、複数の事業者に働きかけ、訪問体制まで整えるように求めました。

路上喫煙対策では、指導がある、では、吸う人はどこで吸うのか、吸わない人や子どもも安心して歩けるよう、喫煙場所の整備と補助制度を見直し、受動喫煙とポイ捨てが減ったかをデータで検証を求めます。

住まいの政策では、制度がある、では、住まいを失う不安を抱える区民に届いているのか、居住サポート住宅を増やし、認定戸数だけではなく、要配慮者が住み続けられているかまで確認を求めます。

教育では、子どもは学べているのか。就学状況が確認できない外国籍の子どもを一人も残さないため、調査、日本語指導、多言語相談をつなぐように求めます。

そして、最後に民泊です。届出がある、では、それだけで区民は安心できるのか。苦情があったときに誰が現地へ行くのか、改善したのか、再発していないのか、ここを曖昧にしたまま、住民に我慢を求めることは許されません。適正な事業者には柔軟に、問題を繰り返す事業者には厳格に、苦情記録を標準化し、管理実績で評価する制度を求めます。

制度をつくることがゴールではありません。区民に届くこと、現場で機能すること、結果を検証して直すこと。貴重な税金を使うのであればきちんと管理する、それが行政の責任です。私は区民の不安を見過ごしません。区民の利益を守り抜く区政を求め、意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上でオルズグル議員の意見は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

三十番岡川大記議員。

〔三十番岡川大記議員登壇〕（拍手）

○三十番　岡川大記議員　参政党の岡川大記です。令和七年度決算について賛成の立場から意見を申し上げます。

令和七年度の一般会計決算額は四千六十五億円と行政需要が増大する中、必要な予算を確保することは当然ですが、予算が増えた分、区民の暮らしはどれだけよくなったかを正確に検証することが必要です。また、三年前のこの場でもお伝えしましたが、決算審査は年度終了から半年以上が経過してから行われております。決算とは単に予算が適正に使われたかを確認するだけでなく、今年度に生かすものでなければいけません。そのためには、暫定決算でもいいので、最低でも第二回定例会までに実施いただくように改めて要望いた

します。

今回の決算特別委員会を通じて、私が特に強く感じたことがあります。それは、政策の根底にある考え方を見直すことの重要性です。行政では期待した結果が得られなかったとき、事業内容や実施方法を見直すことはあっても、そもそもの考え方や前提が間違っていたのではないかという議論を避けているように感じます。政策の前提が間違っていれば、どれだけ正しく実行しても望む結果は生まれません。目指す結果が得られないときには、結果を振り返るだけでなく、進め方は正しかったのか、そもそもの考え方が正しかったのかを問い直す必要があります。そして、役割を終えた政策は廃止する勇気も持っていただきたい、必要です。

今回、健康政策では、病気になった方への支援を充実させるだけでなく、病気にならないための健康づくりを日常生活の中に自然と組み込む仕組みへの転換を求めました。さらに、総合的な正しい知識を持って自ら健康管理ができるよう、例えば塩だけを適正にする指導ではなく、砂糖についての体への作用も正しく周知するよう要望いたしました。

民泊問題では、騒音やごみなどの苦情対応を強化する以前に、住宅地における家主不在型民泊を認め続けること自体が区民の安心安全な暮らしと両立するのかを問いました。また、そもそも民泊や旅館業を残し続ける必要があるのか、ホテル誘致ではいけないのか、根底から考え直すよう要望いたします。

学習障害については、困難が顕在化してから対応するのではなく、早期に発見し、子どもが自信を失う前に支援する仕組みへの転換を要望いたします。

病児保育では、感染対策の必要性を認めた上で一律の利用制限に客観的な根拠があるのかを問い、区営住宅では、住宅を必要とする方が多くいる一方で、空室が長期間活用されていない現状の改善を求めました。

大切なのは、何のためにその制度があり、誰のために予算を使っているのか、本当に必要なのか、その原点に立ち返ることです。予算を増やすことが目的ではありません。区民の暮らしをよくすることこそが目的です。区民の命と健康を守り、安心して暮らせる世田谷区を実現するため、前例や既存の考え方にとらわれず、政策の根本から検証する区政への転換を強く求め、意見開陳といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で岡川大記議員の意見は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

十二番つるみけんご議員。

〔十二番つるみけんご議員登壇〕（拍手）

○十二番　つるみけんご議員　せたがやの風は、令和七年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定ほか四件全てに賛成いたします。賛成するに当たり、以下、意見を申し述べます。

民泊については、住居専用地域における営業日数の百八十日への拡大案を取り下げ、同地域における家主不在型民泊の新規営業も認めない方針を示すなど、区民や議会の声を受け止め、従来の方針を転換する決断をした区の姿勢を評価いたします。

一方で、今回のパブリックコメントと決算審査をはじめ、これまで区に寄せられてきた民泊に関する御意見や苦情の全てが今回の見直しだけで完全に解消されるわけではありません。今回の条例改正が民泊をめぐる地域の諸課題の解消につながるよう、区民の住環境を守るという視点を徹底的に貫いていただくことを求めます。

認知症に伴う事故などへの損害賠償補償制度については、長年にわたり制度化を求めてきましたが、今決算特別委員会を通じ、実現に向けた検討の方向性が示され、ようやく前進への道筋が見えてきたことを評価いたします。制度の具体化に向け、着実かつ迅速に取り組むこと、また、そのことを第三期計画に明確に位置づけ、一日も早く実現することを強く求めます。

一方、地域行政制度についての区の姿勢は看過できません。区民との約束である地域行政推進条例には、身近なまちづくりセンターで相談と手続への対応を強化することが位置づけられています。にもかかわらず、手続の効率化や集約化を優先し、手続そのものが持つ重要な役割を十分に考慮していません。相談機能の強化を掲げながら、手続を通じた区民との接点を軽視しています。区は手続そのものの大切さに真正面から向き合うべきです。

区民にとって必要なのは、行政側の都合で組み立てられたサービスではなく、区民の暮らしを起点とする行政サービスです。役所の効率化が区民の不便を生む。マイナンバー関連業務の集約化は、まさにこの代表例とも言えるものです。区民の暮らしの視点に立ち返り、方針を転換することを強く求めます。

最後に、区政運営の土台となるのは区民との信頼関係です。信頼は、区民や議会の声を聞くだけでは生まれません。約束したことを実行し、結果で示してこそ築かれるものです。

今決算議会で示された方針や答弁を次期計画や条例素案、具体的な施策に確実に反映させ、区民との約束を決して言葉だけで終わらせないこと、このことを強く求め、私の賛成意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上でつるみけんご議員の意見は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

三番神尾りさ議員。

〔三番神尾りさ議員登壇〕（拍手）

○三番　神尾りさ議員　令和七年度世田谷区一般会計決算認定ほか四件全てに賛成の立場で意見を申し上げます。

近年、福祉的ニーズの複雑化や生きづらさを背景に、心理・福祉的アプローチの重要性が高まっています。世田谷区基本計画重点政策一には、子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備が掲げられており、特に子ども時代の心理・福祉的アプローチが果たす役割は極めて大きいものと考えます。

虐待やネグレクト、両親の離婚といった子ども期の逆境的な体験はＡＣＥ、エースと呼ばれます。困難な環境でＡＣＥを経験し続けた子どもは、学童期になると問題行動などの形で影響が現れることが少なくなく、大人になってからも長期的な影響を及ぼすことが国内外の研究で明らかにされています。子どもの表面的な問題だけに焦点を当てて対応しても、根本的な解決には至りません。その背景にはＡＣＥが存在している可能性があり、その責任は子ども本人ではなく、適切な大人に出会わせることができなかった社会の側にあります。

そこで、近年これらを予防する観点で注目されているのが、子ども期の肯定的な体験であるＰＣＥ、ピースです。例えば信頼できる親友がいた、無条件に愛された経験がある、頼れる親以外の大人がいた、熱中できる趣味があったといった体験を提供することで、ＡＣＥによる負の影響を予防できる可能性があるとされており、こども家庭庁もこのアプローチの重要性を打ち出しています。社会が家族以外の信頼できる大人となり、ＰＣＥを提供していくことが子どもたちの心を守る鍵となります。

今回の質疑では、子育て期における保護者や保育士への心理職等による専門的支援、学校におけるスクールソーシャルワーカーの増員、そして、子どもを主体とした地域活動へ

の継続支援などについて伺いました。冒頭で触れた重点政策一の成果指標では、自分のことが好きだと思う子どもの割合を、令和五年度の五四・八％から令和九年度には六〇％へ引き上げることを目標としています。この目標達成に向け、子どもの心に真剣に向き合う大人を一人でも多く増やすこと、そして関連する取組をより一層推進されることを強く求め、国際都市せたがやの賛成意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で神尾りさ議員の意見は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

二番おぎのけんじ議員。

〔二番おぎのけんじ議員登壇〕（拍手）

○二番　おぎのけんじ議員　令和七年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定ほか四件全てに賛成いたしますが、保坂区長多選の弊害著しい行政組織の再起動を求め、以下意見を申し上げます。

今回の決算審査を通じて改めて強く感じたのは、事業評価制度の破綻、政策的硬直性、そして最新技術に対する異常なまでの臆病さです。全事業のうち一割しか対象にしていない行政評価、その僅か一割の中ですら達成度のばらつきは二〇〇〇％以上、そんな評価のために膨大なコストをかけて資料を作り、政策判断にも使えていない、まさに完璧に無意味で無駄なブルシットジョブと呼ぶべき作業です。

〝ずっと、世田谷。〟においては、想定を大きく下回る申請件数、交付金がなくても住宅を購入していた世帯が八割、引っ越していた層が九割近くという数字を突きつけられて、なお、区長は事業の瑕疵を認めようとしませんでした。区長の肝煎りである限り、どんな結果だろうが関係ないと担当所管が受け止めても何ら不思議ではありません。誤りを正せない組織に規律は保てません。

加えて深刻なのが、テクノロジーへの及び腰です。行政評価への生成ＡＩの活用、せたがやＰａｙの区民認証による施策展開、プラトーの導入など、使える技術があまたありながら、こちらから指摘をしなければ検討すら始めない。行政の生産性を高め、政策の精度を上げ、区民サービスを改善できる機会を自ら手放している姿勢は区政運営上のリスクであり、区民にとっての機会損失であります。

また、政策面における迷走も目に余ります。〝ずっと、世田谷。〟は高騰する住宅価格

を公費で補い、若い世帯の転出を抑えようとする事業です。しかし、先ほど申し上げたとおり、価格高騰という根本原因には全く効かず、補塡策としても効果が乏しいことは数字が語っています。一方で、区は本来住宅として使えるストックを宿泊市場へ移し得る民泊について、緩和要因の方向へ進もうとしていました。

住宅の供給が細れば価格には上昇圧力がかかり、アフォーダブル住宅に回せる低廉な物件も減ります。価格高騰を公費で補いながら、高騰の要因となる政策を自ら進める。その上で若い世代が転出する、低廉な住宅が確保できないと嘆く。この矛盾する政策方針が区政の中に同居しているのです。一度決めたことを変えられず、矛盾を正せず、組織は追従へ傾く。これは長期政権の病理そのものであり、区長多選の弊害はもはや兆候ではなく、既に行政組織の隅々まで現れています。

過ちて改めざる、これを過ちという。論語の一節です。失敗事業の数々に正面から向き合い、政策を改め、新しい手法を取り入れ、その結果を次の予算に反映させる。本来、決算とはそのためにあるはずです。過ちを認める勇気を持つのか、過ちを重ねる道を選ぶのか、今回の決算を区政の転換点とすることを強く求め、世田谷自民の会の意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上でおぎのけんじ議員の意見は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

十番ひうち優子議員。

〔十番ひうち優子議員登壇〕（拍手）

○十番　ひうち優子議員　令和七年度世田谷区一般会計歳入歳出決算ほか四件全てに賛成の立場から意見を申し上げます。

平成二十七年に自転車ネットワーク計画が策定をされてから約十年がたちました。この間の社会情勢の変化、とりわけ今年の四月には青切符制度が導入されたことにより、改めて自転車は車道走行が原則であることが広く周知されました。今後、自転車ネットワーク計画を時代に即したものに改定し、自転車専用レーンを着実に整備することを改めて求めます。

また、自転車の安全対策として、長期の視点で、幼児期からの自転車の乗り方安全教室の開催が必要です。自転車先進国デンマークのサイクリスト連盟が開発した子ども向け自

転車教育プログラム、デンマーク式自転車ゲームは、遊びながら学ぶがコンセプト。前回の私の質問を受け、世田谷区でも、十一月に保育園で開催予定であります。今後、世田谷区内の幼稚園、保育園での開催の拡充を求めます。

そのほか、今回の決算審査では、区民サービスの向上、災害に強いまちづくりなど様々なテーマで質問を行ってまいりました。

まず、高齢者の健康づくりや介護予防におけるゲーミフィケーションの活用についてです。ゲームの仕組みを取り入れ、楽しみながら健康づくりや社会参加を継続できる環境を整えることは、健康寿命の延伸にもつながります。せたがやＰａｙを活用し、区民の健康増進と地域経済の活性化を両立させる施策を推進していただくことを要望いたします。

次に、災害対策についてです。首都直下地震などの大規模災害に備え、日頃から実効性のある対策を進めることが重要です。災害発生時に区民が必要な情報を迅速かつ確実に入手できる情報発信体制の充実を図るとともに、避難所の運営や備蓄などについても不断の検証と改善を行い、区民の生命と安全を守るための取組を一層推進していただくことを要望いたします。

そのほか、今回の決算委員会では、無電柱化、下水道管の老朽化に伴う道路陥没対策、行政手続のＬＩＮＥ申請、東京都ベビーシッター利用支援事業の多子世帯へのケア、予約図書の期間の見える化など、多岐にわたり様々なテーマを質問いたしました。これら決算委員会での質問を前向きに進めていただくことを要望して、世田谷無所属の賛成意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上でひうち優子議員の意見は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

の発行の迅速化も、担当課長が三代替わる間に立ち消えとなっておりました。いずれも今回、今月中のガイドライン作成、今年度中の再ヒアリングと期限を区切る答弁を得ましたが、今度こそ着実な実行を求めます。

最も深刻なのは、生活保護受給者への障害者加算の支給漏れです。区は、誤りに気づきながら、三か月分しか遡及支給せず、議会報告も全件点検もないまま七年が過ぎました。その確実な履行とともに、専ら区に過失がある以上、約二十三万円もの未払いは区民に犠牲を強いるのではなく、区の独自給付で償うべきものです。謝るなら払う、その誠意を改めて求めます。

いじめ条例素案も、手引きが次々に破られた事案の記憶を全く生かせておりません。ガイドラインの条例上の位置づけと、速やかな事実確認及び指導の明記を求めます。

第二に、多様性尊重の理念を全庁で実践することです。

同性パートナーも使えるサービス一覧には、各部が改善した事務さえ載らず、区の事業協力者に掛ける保険の約七割は同性パートナー等を補償対象に含まず、その大半は見直す予定すらありません。公務で亡くなった職員の同性パートナーには、異性の配偶者と比べ千万円単位での格差が残ります。

全ての職員が共有するべき理念との副区長答弁を各部の行動規範にまで高め、福祉事業相当分の要綱改正にも踏み出すよう求めます。

最後に、全盲の友人と庁舎周辺を点検し、足元の安全誘導の途切れを指摘したところ、本庁舎南側は、質疑を待たず何と翌日には改修されました。当事者の命のリスクに向き合えば、区はすぐ動ける部分もあるのです。横断歩道と踏切の途切れのない誘導の早期実現をここで重ねて求めます。

以上、今回得た答弁の着実な実行を強く要望し、私の意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で上川あや議員の意見は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により五分以内といたします。

十五番関口江利子議員。

〔十五番関口江利子議員登壇〕（拍手）

○十五番　関口江利子議員　生活者ネットワーク世田谷区議団を代表し、令和七年度世田谷区一般会計決算認定ほか四件全てに賛成の立場から意見と要望を申し上げます。

まず、当会派が長年求めてきた包括的性教育についてです。自身の体や境界線、同意を尊重する学びは人権教育の基盤です。今年度の小学校モデル授業を評価し、来年度中の指導内容等に関する整理と、令和十年度以降の全国展開を着実に進め、幼保小中を通じた系統的な学びを保障するよう求めます。さらに、横断的な教育政策課題として、総合教育会議で扱うことを要望します。また、児童生徒間の性的事案をめぐって学校間で対応の差が生じないよう、早急に初期対応の共通化を求めます。いじめを止めようと声を上げた子どもが報復や孤立に陥らないよう、介入者保護とアクティブバイスタンダー教育を一体的に進めてください。

ゆうカフェ等の居場所と東京都のユースクリニックとの連携や、ＨＩＶ性感染症検査を入り口とした性の健康相談機能の強化など、子ども・若者が困ったときに頼れる地域づくりを進めるよう求めます。

二点目に、必要な人へ適切かつ的確に支援を届ける体制整備についてです。

高齢化の進展や精神疾患を有する人の増加などにより、ケアを必要とする人は増え続けています。支所の生涯ケースワーカーが抱える業務は膨大で、区民の切実な声にも優先順位をつけざるを得ない状況です。障害ケースワーカーの業務の見える化を早急に進め、誰一人取り残さない支援体制の強化を強く求めます。

また、女性支援法に基づく区の基本方針初年度は、庁内連携に一定の前進が見られた一方、既存制度の利用上の障壁や支援の空白の把握、中長期的な支援等の課題が残ります。第三次男女共同参画プランには、当事者の声を起点とした包括的な支援体制の具体化を求めます。

三点目に、ジェンダーギャップの解消についてです。

会計年度任用職員の報酬設定の妥当性や女性に大きく偏った任用構造を、ジェンダー平等の観点から検証するよう求めます。区職員の男女間賃金格差は勤続六から十五年の層で特に差が大きく、区も要因を十分説明できていません。職層や勤務状況等のデータを用いて精緻に分析し、人事施策の改善につなげてください。また、公共施設整備では、男女のトイレ待ち時間格差の解消をはじめ、多様な利用実態やニーズを標準仕様書や公共施設等総合管理計画に反映し、あらゆる施策でジェンダー主流化を進めるよう求めます。

四点目に、在留制度変更への対応についてです。

相次ぐ在留要件の厳格化や、来年四月の永住者の在留資格取消制度施行前に、外国籍住民を単なる労働力ではなく、地域で暮らす生活者として捉え、子どもを含む権利保障の視

点で対応すべきです。介護・建設分野をはじめ、外国籍者本人の声や子どもの就学・生活への影響も庁内横断で把握し、必要な支援につなげてください。また、永住者の在留資格取消しに関する自治体からの通報は義務ではありません。制度への不安から必要な相談をためらう人が出ないよう、庁内の認識共有と多言語、やさしい日本語による周知徹底を求めます。

五点目に、安心安全な生活環境についてです。

今年も、豪雨等気象災害により日常生活が脅かされました。雨水浸透施設の設置推進等による治水対策の強化とともに、お休み処を活用した脱炭素化プロジェクト、ＵＣＨＩＫＡＲＡの周知等、あらゆる機会を捉えた気候変動対策の強化を求めます。空気の汚染とも言える香害について職員理解を深め、重度の人に対しても所管を超えた相談支援体制を強化するよう求めます。

現在進められている世田谷清掃工場の建て替えについては、過去発生した炉室内へのダイオキシン汚染を踏まえ、解体時の飛散防止の徹底と不安を抱える住民への丁寧な説明を、二十三区清掃一部事務組合に積極的に働きかけ、区として、あらゆる手だてを講じて安全確保に責任を持つよう強く求めます。

最後に、国が検討を進めているアメリカ産ジャガイモの輸入解禁については、病害虫の侵入や国内農業への深刻な影響が懸念されます。区民への安定的な食料供給や世田谷の都市農業を守るために、区から国に対し、慎重な検討を求めるよう要望します。

以上で生活者ネットワークの賛成意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で関口江利子議員の意見は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により八分以内といたします。

四番石原せいじ議員。

〔四番石原せいじ議員登壇〕（拍手）

○四番　石原せいじ議員　二〇二五年度世田谷区各会計歳入歳出決算の認定に当たり、国民民主党・都民ファーストの会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の決算審議においては、これまで一貫して主張してきた現役世代の負担軽減の観点に加え、政策効果に対する区民の地域幸福度、ウエルビーイングの観点で横串に刺すとどのように評価されるのかという点での質疑や提案をさせていただきました。予算から決算

という単年度での自治体運営において、決算と同時に行われる各政策の評価だけでなく、それらが区民の幸福度にどう寄与したのか、地域幸福度やウエルビーイングという視点からの検証と、さらにその先に予算編成が本来あるべきと考えています。

現役世代の負担軽減の文脈では、まず、決算概要の一つである税収の上振れについて触れました。当初予算で約千三百九十五億円と見込まれていた特別区民税は、決算では約千四百七十五億円となり、約八十億円の上振れとなりました。前年度の上振れ額を約三十三億円大きく上回っており、インフレ型の税収増が顕著です。国民民主党が掲げてきた手取りを増やす政策、特に働く現役世代の負担軽減の重要性は、こうした税収の伸びからも改めて認識されるところです。

税収の伸びを支えている特に現役世代、子育て世代にその税負担分の還元の視点で、今回も子ども・子育て支援の各政策や、未来を担う次世代への投資としての教育政策を提案しました。

再び保育待機児童数は全国ワーストとなり、子育て世代への基本的な現物給付の政策である保育園整備については、無理な分園整備に固執せず、区役所全体から公有地を募り、誘致型の活用を積極的に行ってほしいです。また、保育ニーズの補完的な受皿となるベビーシッター利用支援事業も引き続き推進を求めます。

生成ＡＩの普及によって、社会で求められる能力は大きく変化しています。ＡＩで様々な処理が代替えされるようになる中、学校教育はどうあるべきなのか。もはや教えるのではない、一緒に問いを立て考え、解決を導くような教育への転換期でもあります。まずは教員の皆さんがＡＩを校務、教務ともに使い倒すぐらいの勢いで備えていただくことを求めます。

教育現場だけでなく、区役所における仕事内容もＡＩにより代替えされるものは多くあります。ＡＩ、ＤＸを単なる紙の手続のオンライン化でとどめるのではなく、業務そのものを改革につなげるべく、各現場でも使い倒していただければと思います。

今定例会では、私たち会派からも住宅宿泊事業、いわゆる民泊について様々取り上げました。多くの区民の皆さんが望んでいる良好な住環境の維持は当然の観点として今後の条例改正でも持っていただきたいですが、加えて、地域への経済効果の観点でも指摘をしました宿泊予約サイトの掲載状況や宿泊価格などを踏まえ、世田谷区が渋谷など都心部に近い比較的安価な宿泊エリアとして選ばれている実態を指摘しました。

宿泊需要が増えること自体を否定するものではありません。しかし、低価格を売りに宿

泊客を呼び込むだけでは、地域の商店や飲食店などへの経済波及効果が十分に生まれるのでしょうか。区として、宿泊客の利用目的や価格帯、地域経済への効果を把握し、宿泊・観光政策を単なる量の拡大から地域との共生や経済的な還元を重視する質の向上へと転換すべきです。

私たち区議会での議論のいかんにかかわらず、区行政サイドでは、来年度予算編成に向けての準備が粛々と進められていることと存じます。民間企業で言えば、決算の結果を受け翌年の予算編成、事業建てが承認される一連のＰＤＣＡサイクルがあるわけですが、一年間が空くとはいえ、来年度予算にも関する我が会派からの政策提言について、その反映を求め、以上、賛成の立場の意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で石原せいじ議員の意見は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

二十四番中山みずほ議員。

〔二十四番中山みずほ議員登壇〕（拍手）

○二十四番　中山みずほ議員　立憲民主党・無所属世田谷区議団を代表し、二〇二五年度世田谷区一般会計ほか四特別会計の歳入歳出決算の認定に、いずれも賛成する立場から意見を申し述べます。

二〇二五年度の一般会計は、実質収支が約百四十八億円となり、特別区税は前年度から約百五十五億円増えました。区の財政は、この数字を見る限り堅調です。しかし、その力は必要とする一人一人に届いているでしょうか。決算審査を通じて我が会派が問い続けたのはこの一点です。制度をつくったかではなく、届いたか、機能しているか、その視点から以下意見を述べます。

第一に、子どもの権利と安心を現場で機能させることです。

（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例は、被害を受けた子を守ることを最優先に、関係する全ての子どもの背景に目を向け、原因の究明を再発防止につなげるものとしてください。子どもの権利を基本理念に据え、子どもアドボケイトを活用するとともに、児童相談所や子ども家庭支援センターと日常的に情報を共有し、隙間のない支援体制を築くことを求めます。とりわけ表面化しにくい性的ないじめについては、その特殊性を条例に反映させ、まずは小学校からの包括的性

教育の全校展開への道筋を令和九年度予算に示すべきです。

不登校では、休んでいる間に誰にも相談しなかった子が小学生で二六・九％、中学生で二八・一％に上ります。相談できない子をゼロにする取組と併せ、北沢学園中学校で培った教育と教員の向き合い方を地域の区立中学校へ広げてください。

インクルーシブ教育はさらに前へ進めるべきです。障害のある子に、普通学級に入るといじめられるという大人の認識こそ問い直してください。次期特別支援学級等整備計画改定に当たっては、インクルーシブ教育ガイドラインに軸足を置いて作成することとインクルーシブ教育における成果指標を掲げるべきです。子どもの権利を守るためには、子どもに関わる大人の人権も守らなければなりません。教員間のハラスメント防止要綱は今年度改定するとの答弁がありました。管理職が対応しない場合には、教育委員会が自ら関与する体制を整えてください。

生成ＡＩが身近になっている中、デジタルシチズンシップ教育では、自ら考え判断する力とともに、困ったときに信頼できる人につながる力を育ててください。また、修学旅行費をはじめとする教育費の無償化をさらに拡充し、返済不要の奨学金を充実させることを求めます。

第二に、若者・現役世代と働く人々の暮らしを支えることです。

区内の二十代単身の生活保護受給者は、二十年前の約四・六倍に増えています。孤立する若者に届くデジタルアウトリーチ、保証会社紹介制度の対象拡大、フェアスタート事業の充実を求めます。区内でも賃貸で暮らす世帯が増え、家賃の高騰が若い世代の住まい探しを難しくしています。若者・現役世代や子育て世帯、そして中間層も区内に住み続けられるよう、民間賃貸住宅の活用を含めた手頃な住まいの確保、奨学金返済支援など、住宅政策の転換に踏み出すべきです。

消費生活センターは、相談を受けて終わりにせず、支援への入り口としてください。ストーカー・ＤＶ被害者の一時避難の宿泊費助成や、加害者プログラムの受講支援は早期に実施し、自立までの住まいを支えるステップハウスへの支援も併せて進めてください。

公共事業における物価高騰に対応するスライド条項は、その適用範囲を見直し、働く人に適切な賃金が届いているかを確認すること、会計年度任用職員の待遇格差の是正、職場のハラスメント対策の実効性の確保も急務です。

中小企業については、福利厚生への支援の範囲を広げるとの答弁がありました。着実な実施を求めます。あわせて、労務と経営の両面から事業者を支える仕組みを整え、産業プ

ラザには数値目標と評価の仕組みを設けるべきです。

障害のある人が働く場で尊厳と権利を守られ、地域で暮らす住まいを選べることが重要です。障害理解の促進と地域共生社会を目指す条例の改正は、国連勧告を正面から受け止め、地域共生社会の実現に向けた取組を一層進めてください。区自身も人を育てる組織でなければなりません。採用から育成、登用までを一貫して設計する人材戦略を具体化し、女性職員のキャリア形成を数字で確かめながら進めることを求めます。

第三に、暮らしの安全と町の環境を、使う人の目線で整えることです。

自転車通行区間は区道と都道のつなぎ目まで含めた一つのルートとして連続性と安全性を検証し、都や警視庁への働きかけの結果までを追ってください。公園ではヒヤリハットを集め、一つの公園の教訓を区内全ての公園に生かす予防的な安全管理を求めます。

気候危機管理への備えも待ったなしです。日陰を都市の基盤と捉えるシェードポリシーと道路での社会実験、豪雨への備えと調整池の増設、樹木の根の保護と保存樹木の所有者への支援、３Ｄ都市モデルの活用を着実に進めてください。宅配ボックスの設置助成による再配達の削減も検討すべきです。

そして、最後は住民参加についてです。

旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する条例の素案には、パブリックコメントで約八百件の意見が寄せられ、その九割以上が反対でした。この民意と議会での議論を受け、区は、家主居住型等の住居専用地域での営業日数を百八十日に緩和する案を見直し、百二十日に据え置くと答弁しました。区民の声や議会からの求めに対し、見直しを図ったことは一定の評価をします。だからこそ、学校、福祉施設等の近隣の規制の在り方、ごみや騒音への対策、苦情が改善されない場合の勧告、公表、取消しの運用を明確にし、住民の声も反映させ、地域の実情に応じて決めていくべきです。

まちづくりは住民の手で、これは世田谷区のまちづくりの原点です。千歳烏山駅前広場南側地区の再開発においては、都市計画法第十六条に基づく意見が二百十六件、第十七条等に関する意見書が約千二百三十件寄せられ、区議会には陳情が三回提出されました。地権者の方々も署名活動や区長への直接の申入れを重ねています。十一月四日には容積率の緩和を含むこの計画が区長から都市計画審議会に諮問される予定です。超高層マンションを含むこの計画をどう進めるか、そこで判断されることになります。

これだけの声に、区はどう応えるのか。寄せられた声を受け止めるのみならず、計画にどう反映したのかを区民に示し、透明で納得感のある決定プロセスを丁寧に踏むことを強

く求めます。区民の声を政策の起点とし、区民とともに決める区政へ。そのことを強く求め、我が会派の意見といたします。（拍手）

○**石川ナオミ議長**　以上で中山みずほ議員の意見は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○**石川ナオミ議長**　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

十七番平塚けいじ議員。

〔十七番平塚けいじ議員登壇〕（拍手）

○**十七番　平塚けいじ議員**　公明党は十月三日に全国大会を開催し、岡本三成新代表の下、新たな出発をいたしました。国会議員と地方議員が一丸となり、小さな声を聴く力とネットワークの力をこれまで以上に発揮し、衆望に応える政治を力強く進めてまいります。結党以来掲げてきた中道政治の理念を貫き、一人一人の幸福を追求するとともに、生活者の目線に立ち、平和と福祉を守り抜く政治を進めてまいります。

国民に最も身近な地方議員と国政を担う国会議員との連携が機能しているネットワーク政党の公明党の役割はますます重要になっております。公明党世田谷区議団は、区民の皆様の声に真摯に耳を傾け、区政、都政、国政へ確実につなぎ、政策を粘り強く着実に実現していく決意です。

こうした基本姿勢の下、令和七年度世田谷区各会計歳入歳出決算認定については賛成の立場から、決算委員会での質疑を通じて明らかになった課題を踏まえ、区民生活の視点に立ち、今後の区政運営と次年度以降の予算編成に反映すべき事項について、七点にわたり意見を申し述べます。

第一に、物価高騰対策についてです。

生活者現場は長引く物価高騰で疲弊し、支援を求める悲痛な声を非常に多くお聞きしています。区は、国や東京都の動向を注視するだけではなく、時期を逸することなく、国の交付金がなくても、区独自でこうした区民の声に応えるべきです。特に進学などで出費の増える二月、三月にせたがやＰａｙのポイント還元率を二〇％にするなど、実効性ある施策を講じるよう重ねて強く求めます。

また、東京アプリ生活応援事業の一万一千ポイントをせたがやＰａｙへ誘導することによる区内産業への波及効果には大変大きなインパクトがあることから、会派として、昨年来インセンティブ付与の必要性を訴えてまいりました。ただ待っているだけでは、せたが

やＰａｙを一万一千ポイントの受皿としての利用は見込めません。誘導を促進するプッシュ通知の工夫を求めます。また、デジタルデバイド対策としてスマートフォンの操作に不慣れな方へのアプリ操作説明など、各総合支所で常時実施することを求めます。

第二に、若者支援についてです。

大学等への進学を支える奨学金は、若者の学びと将来の可能性を支える重要な制度です。しかし、卒業後に社会人となり自立すれば、家賃と奨学金返済という二重の負担が始まります。その上、長期金利の上昇に伴い、奨学金の返済の負担は、今後、若者世代にとって大きな将来不安となりかねません。公明党として、若者の奨学金の返済支援につながる家賃等の支援を改めて強く求めておきます。

第三に、民泊旅館業への対応についてです。

パブリックコメントで反対意見が多く寄せられた住居専用地域での民泊営業日数を百八十日に延長することを取り下げたことについては評価をいたします。しかし、平日営業を認めている既存民泊には、集合住宅全体、そのほとんどを民泊とし、一年中不特定の方が出入りする建物が増えていますが、区は新規届出事業者に対してのみ条例を適用する考えです。既存施設にも遡及適用すべきです。また、旅館についてはフロント不在は認めないことを求めます。

さらに、太子堂四丁目では、地区街づくり計画に反して旅館、ホテルが許可されるなど、保健所と街づくり課の連携不足や、法令、条例の制度的な不備が明らかになりました。既存物件にも遡及適用させ、住民説明会を開催するなど、地区街づくり計画を策定した住民の意思を反映できるよう改善を求めます。

第四に、災害対策についてです。

豪雨対策については、ゲリラ豪雨時の帰宅困難者対策や東京都の水害情報を迅速にかつ分かりやすく得られるポータルサイトの改善、自動車で避難する際に、危険回避につながるアンダーパスの通行止め情報をプッシュ通知で発信するなど、実効性のある対策を求めます。また、震災対策についても、避難所受付のデジタル化や避難生活の長期化を見据え、疎開先の確保が必要です。平時から交流自治体との新たな交流事業を創設するなど、具体的な取組を重ねて求めます。

さらに、大規模災害時に自力で避難することが困難な方の命を守るためには、平時から町会・自治会などの自主防災組織と連携し、支援者の確保や顔の見える関係づくりを進めることが重要です。区には、あらかじめ要支援者の同意を得た個別避難計画の情報共有の

範囲やルールを早急に明確化し、平時から要支援者と支援者が地域でつながる支援体制を構築することを重ねて強く求めておきます。

第五に、脱炭素化の推進についてです。

公明党は、これまでも環境に配慮した住宅の普及を一貫して訴えてまいりました。現在、区内の事業者の皆様の御協力の下、エコ住宅補助金による住宅の省エネ化が進められています。家庭部門の脱炭素化を長期的かつ持続的に進めるには、再エネへの切替えに加え、住宅の断熱改修など、省エネ化の取組を一層推進することが重要です。補助金利用後のフォローアップを通じて区民に断熱改修の効果を実感していただくとともに、エコ住宅の普及に向けた情報発信を強化し、必要な予算を確保しながら、継続的に取組を拡充することを強く求めておきます。

第六に、学校改築における設計業務委託の手法についてです。

区は、年三校の改築方針を定め、来年度末から工事発注に向けた入札が始まる予定です。学校改築を計画どおり進めるには、設計段階から入札不調を防ぐ対策を講じることが重要です。資材価格や人件費の高騰、人手不足などにより、設計業務の入札やプロポーザルで参加者が集まらない事例も生じています。区には、予定価格が市場の実情に見合っているのかを検証するとともに、参加要件の柔軟な見直しや、設計施工一括発注方式を含めた発注手法の比較検討を行い、事業者が参加しやすい環境を整えることを求めます。

何より重要なのは、入札不調を理由に学校改築を遅らせないことです。発注前の段階からリスクを洗い出し、具体的な対策と工程管理を徹底することで、年三校の改築方針を確実に実現するよう強く求めておきます。

第七に、ユニバーサル農業の区内展開についてです。

区内農家の六割以上が三十アール未満の小規模経営であることを踏まえ農業者の高齢化、担い手不足などにより、生産緑地の継続が困難なケースを打開するために、担い手確保と営農の拡大につがるユニバーサル農業の実践は有効と考えます。今後、農業従事者やＪＡ、民間事業者、福祉関係者のノウハウを共有する勉強会などを立ち上げるとともに、令和十一年度に開始となる次期農業振興計画に位置づけ、着実にユニバーサル農業の取組が進むことを強く求めます。

以上で公明党世田谷区議団の意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で平塚けいじ議員の意見は終わりました。

◆◇

○**石川ナオミ議長**　続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

三十五番加藤たいき議員。

〔三十五番加藤たいき議員登壇〕（拍手）

○**三十五番　加藤たいき議員**　自由民主党世田谷区議団を代表して、令和七年度各会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から意見を申し上げます。

平家物語にあるとおり、おごれる人も久しからずがことわりです。長く権力の座にある者ほど、自らの地位や考えに慢心せず、多様な意見に耳を傾けなければなりません。保坂区長はこれまで多選や権力の在り方を批判してきた立場だったはずです。だからこそ、長く区政を担ってきた今、自らの区政運営を厳しく省み、議会や区民の声に謙虚に向き合うことが求められます。

しかし、議会が繰り返し示してきた懸念や提言について十分向き合わず、自らの理念や方針を優先して施策を進めてきたと言わざるを得ません。これまでよりも早い時期に区長選挙への出馬を表明されましたが、まず必要なのは、これまでの区政運営を誠実に省み、区民の幅広い声と議会の指摘に真摯に向き合うことです。このことを冒頭に申し上げます。

本決算では、個人所得の増加などを背景に区税収入が堅調に推移した一方、ふるさと納税による税源流出額は百二十四億円に達しました。公共施設の老朽化や社会保障関係経費の増加に加え、税制改正の影響も見込まれ、今後の財政状況は楽観視できません。一般会計歳出額は四千億円を超え、十年前と比べて約一・五倍に拡大しています。

私たちは、これまでも財政規模の肥大化に警鐘を鳴らし、重複事業や効果の乏しい事業の見直しを繰り返し求めてきました。また、基金残高と区債残高が逆転する見通しも示されています。公共施設の更新や用地取得など、将来にわたる大きな支出が見込まれる中、財源があることを前提に事業を広げるのではなく、優先順位を見直し、必要な財源を捻出する姿勢が欠かせません。事業を新たに積み上げる一方で、既存事業の検証や整理が進まなければ歳出の拡大は止まりません。事業の目的、対象、効果、費用を改めて点検し、重複事業の統廃合を具体的に進めるとともに、事業の開始と見直しを一体で行う財政運営を強く求めます。

以下個別施策について、まず住宅宿泊事業、いわゆる民泊と旅館業についてです。

区内では宿泊施設が増加する一方、深夜の騒音、ごみ出しルールの違反、路上での迷惑

行為など、宿泊者に起因するトラブルが生じており、住民からは静穏な住環境が損なわれているとの声が多数寄せられています。

区長は、住居専用地域では新たな家主不在型の民泊を認めず、一定の条件を満たす家主居住型に限り年間百二十日まで営業を認め、百八十日への拡大案を見直す方針を示しました。区民意見募集では、重複を整理した後も七百七十九件の意見が寄せられ、営業拡大に反対し、規制強化を求める声が多かったとのことです。区民や議会の意見を受けた見直しは当然ですが、その内容を住民の暮らしを守れるものかが問われています。

近隣で暮らす区民から見れば、家主不在型も家主居住型も、宿泊者が次々と入れ替わる民泊であることに変わりありません。家主がいれば苦情への対応は早くなるかもしれません。しかし、騒音やごみ出しのトラブルを未然に防げるとも限りません。事業者がどれだけ対応策を講じても、実際にルールを守るかどうかは宿泊者次第です。駆けつけ体制もトラブルが起きた後の対応です。困った住民がそのたびに電話をかけなければならないのであれば、住環境が守られたとは言えません。家主がいることや苦情に対応できることを理由に、住宅地での営業を広げるべきではありません。住居専用地域での平日営業の制限は、家主居住型を含めて維持すべきです。

我が会派は、家主居住型の新規開設を将来にわたって一律に否定しているわけではありません。ただ、これだけの懸念がある今、家主が住んでいるというだけで認める判断は時期尚早であると考えます。新規開設は一旦立ち止まり、住民の負担を増やさずに運営できる要件と実態を示してから判断すべきです。また、新たな家主不在型を認めないだけで、現在のトラブルが解消するわけではありません。苦情には速やかに事実確認を行い、指導しても改善されない法令違反には、法令に基づき業務停止・廃止命令を含め厳正に対応すべきです。命令後も営業が続いていないか確認するなど、住民の被害を実際に止める体制を整える必要があります。

これまで区は、住居専用地域での平日営業を原則制限すると説明しながら、百七十五施設のうち百四十五施設で営業を認め、認めなかった事例はなく、原則が形骸化している実態を踏まえれば、今回も一定の条件という曖昧な説明で済ませることはできません。平日営業を例外的に認める条件とその例外を取り消す条件、家主の居住や管理状況を確認する方法を明確にすべきです。

事業系ごみについても、保管場所、排出時間、収集方法まで定め、住宅地で住民に負担をかけない仕組みにすべきです。苦情や出動の記録も区が確認し、問題のある施設への指

導や営業制限につなげる必要があります。

以上るる申し上げましたが、区民の暮らしを守る実効性のある条例案に改めるよう強く求めます。

次に、いじめ対策条例についてです。

理念を掲げるだけでなく、学校が事案を抱え込み、教育委員会に報告されないまま対応が遅れることを防ぐ仕組みが必要です。どの段階で誰が教育委員会に報告し、教育委員会はどう確認、対応するのかを条例上、明確にすべきです。また、いじめを受けた児童生徒の安全と学習機会を保障し、相手方の児童生徒や保護者が話合いに応じない場合にも対応が止まらない調査、支援の仕組みを設けなければなりません。学校任せにせず、第三者による調査も含め、発見から解決、再発防止まで責任の所在と実効性が伴う条例とするよう求めます。

次に、健康づくりについてです。

区民が生涯にわたり健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた予防の取組を一層進めるべきです。がん検診をはじめ、各種検診の受診率向上、認知症や生活習慣病の予防と早期対応を図るとともに、成人歯科健診の受診勧奨を強化し、生涯を通じた歯と口の健康づくりの推進を求めます。

次に、スポーツ推進についてです。

スポーツは、区民の健康づくりや生きがい、地域の交流を支える重要な基盤です。人口と面積の双方で二十三区最大規模の自治体である本区のスポーツ拠点が現在の機能のままでよいのか、根本から見直す必要があります。大蔵運動公園では、野球場やサッカー場も十分な規格ではなく、駐車場は園内に点在し、警備員の配置に無駄が生じているほか、動線も分かりにくく活用されていない空間も少なくありません。

こうした課題を個別の改修で残すのではなく、大蔵第一と第二を一体的に捉え、施設の配置、競技環境、利用動線、駐車場を含めて全面的に再整備すべきです。財源がないから現状のリノベーションにとどめるのではなく、必要な施設を実現するために財源をどう捻出するかを考えるのが区の責任です。区長が明確な方針を示し、将来にわたって区民が利用できるスポーツ拠点を整備するよう強く求めます。

次に、地域公共交通についてです。

南北交通が脆弱な本区において、路線バスは区民生活を支える重要な交通インフラです。運転手不足などによる減便や路線廃止が進めば、交通不便地域の拡大が懸念されま

す。基幹となるバス路線を維持するため、区は東京都や交通事業者と連携し、既存路線への支援を含めた対策を検討すべきです。

一方、行政が運行の仕組みをつくり、地域を誘導するだけの現在の取組では、利用者を継続的に確保できるとは限りません。西宮市では地域主体の協議会で運行や利用者確保を協議し、行政がその協議会に補助金を交付する仕組みがあります。本区も行政主導ではなく、地域が主体となり、利用者を確保し、地域の実情に合った運行を担う仕組みに改めるべきです。

先行する砧地区の取組についても、延べ利用者数だけでは正確な利用実態が見えません。利用実人数や利用頻度を把握し、事業効果を適切に検証すべきです。年間二千万円の事業を今後十地区に広げれば、毎年二億円の経費となります。効果と費用を明らかにしないまま拡大することは認められません。この取組が福祉施策として必要だというのであれば、地域ごとに運行経費をかけ続ける方法だけではなく、支援を必要とする方本人に利用補助を行う方法も検討すべきです。地域主導の運行と個人への支援も含め、利用者の実態に応じた方法を比較し、費用対効果の高い交通不便地域対策を構築するよう求めます。

最後に、今まで述べたもの以外にも、決算委員会において、我が会派は九十三万区民の福祉の向上と生活の安定に資する提案を行ってまいりました。保坂区長に対し、自らの理念や方針を優先するのではなく、区民の声と議会の意見を真摯に受け止め、必要な見直しを行う区政運営を強く求め、自由民主党世田谷区議団の意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長　以上で加藤たいき議員の意見は終わりました。

これで各会派の意見は終了いたしました。

これより採決に入ります。本五件を三回に分けて決したいと思います。

まず、認定第一号についてお諮りいたします。採決は電子採決システムよって行います。

本件を委員長報告どおり認定することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○石川ナオミ議長　以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。よって認定第一号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第二号及び第四号及び第五号の三件についてお諮りいたします。

本三件を委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって認定第二号、四号及び第五号の三件は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

○石川ナオミ議長　次に、認定第三号についてお諮りいたします。採決は電子採決システムによって行います。

本件を委員長報告どおり認定することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○石川ナオミ議長　以上で表決を確定いたします。

賛成多数と認めます。よって認定第三号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日程第六を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第六　請願の付託

○石川ナオミ議長　受理いたしました請願は、請願文書表に掲げましたとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日程第七を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第七　閉会中の審査付託

○石川ナオミ議長　お手元の請願継続審査件名表及び特定事件審査（調査）事項表に掲げました各件を、閉会中の審査付託とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって本件は閉会中の審査付託とすることに決定いたしました。

◆◇

○石川ナオミ議長　以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和八年第三回世田谷区議会定例会を閉会いたします。

午後三時一分閉会